

12月14日(日)は

# 「衆議院議員総選挙」

# 「最高裁判所裁判官国民審査」

が行われます

〔公 示〕12月2日(火)

〔投 票〕12月14日(日)、午前7時～午後8時(町内11投票所)

〔開 票〕12月14日(日)、午後9時～(上里町役場4階・大会議室)

## 上里町で

### 投票できる人は？

日本国民で、年齢要件と住所要件の2つの要件を満たす方

■**年齢要件** 平成6年12月15日までに生まれた方

■**住所要件** 平成26年9月1日までに上里町に住民登録し、引き続き町内に居住している方

### 投票方法は？

入場券に記載されている

投票所に入場券を持参し、投票用紙の交付を受けてから記載台で記入し、投票していた

だきます。入場券は封書で世帯ごとに郵送されます。

なお、入場券を紛失された場合は、投票所の受付係に申し出てください。

### こんなときは期日前投票・不在者投票を

投票日当日に、何らかの理由で投票所へ行くことができない方は、投票日前に期日前投票および不在者投票ができます。

### 〔期日前投票〕

■**日時** 12月3日(水)～12月13日(土)

午前8時30分～午後8時

※国民審査の投票は、7日(日)から始まります。

■**場所** 上里町役場1階・町民ホール

※郵送された入場券の裏面

「宣誓書(兼請求書)」をご記入の上、持参してください。

入場券がなくとも、選挙人名簿に登録されている方は投票ができますので、お出かけください。

### 〔不在者投票〕

#### ①指定施設で投票をする方法

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。お早めに各施設へお問い合わせください。

#### ②滞在地で投票をする方法

町外の滞在が長期にわたる場合は、上里町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、最寄りの市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票をす

ることができません。なお、手続きには時間がかかりますのでお早めにお問い合わせください。

#### ③郵便等で投票をする方法

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の認定証をお持ちの方は、その程度により郵便による不在者投票をすることができます。なお、事前に登録が必要となりますのでお早めに申請してください。

投票所		区域(行政区等)
第1	賀美児童館	黨・金上・内出・西金・勝一・勝二・原一・原二
第2	上里北中学校 会議室	金下・金下東・天神・真下・堀込
第3	長幡保育園	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明 寺西・新堀・並木沖
第4	長幡児童館	下郷・宮・上郷・久保・西大・東大南・東大北
第5	七本木児童館	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内・横町・阿保町 長浜町
第6	上里町男女共同 参画推進センター	立野・立野南・上久城・中久城 本郷一・本郷二・本郷三
第7	上里東公民館	下久城・京塚・古新田
第8	上里東小学校 体育館	三田・三軒
第9	上里町役場 町民ホール	久保新田・四ツ谷・西原町東・西原町西
第10	安盛保育園	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目 東町東・東町西
第11	神保原児童館	宮本町・八町河原・忍保

## その他の投票制度

### ■代理投票

投票用紙に文字が書けないという方のために、係員が代理で記載します。秘密は厳守されますので、安心してお申し出ください。

### ■点字投票

視覚障害のある方は、点字で投票することができますので、投票所でお申し出ください。

## 選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、新聞折り込みにより配布します。また、町内公共施設（町役場・各公民館・男女センター・図書館）にも用意しますのでご利用ください。

なお、郵送を希望される方は上里町選挙管理委員会までご連絡ください。

## 投票用紙の記載方法

今回の選挙は「衆議院小選挙区選出議員選挙」、「衆議院比例代表選出議員選挙」、「最高裁判所裁判官国民審査」の3種類です。投票用紙には、次のように記入してください。

- ◎衆議院小選挙区選出議員選挙(ピンク色の投票用紙)  
投票記載所掲示の「候補者氏名」
- ◎衆議院比例代表選出議員選挙(あさぎ色の投票用紙)  
投票記載所掲示の「政党等の名称」
- ◎最高裁判所裁判官国民審査(白色の投票用紙)  
信任する裁判官には、何も書かない。  
不信任の裁判官には、氏名の上欄内に「×」  
※国民審査の期日前投票は12月7日(日)から



問合せ：上里町選挙管理委員会 ☎35-1237

## 投票所はこちらです

～各投票所案内図～

各投票所の地図は、郵送される入場券の封筒に記載されています。

<p><b>第8投票区 (上里東小体育館)</b></p>	<p><b>第4投票区 (長幡児童館)</b></p>	<p><b>投票所はこちらです</b> ～各投票所案内図～ 各投票所の地図は、郵送される入場券の封筒に記載されています。</p>
<p><b>第9投票区 (上里町役場・町民ホール)</b></p>	<p><b>第5投票区 (七本木児童館)</b></p>	<p><b>第1投票区 (賀美児童館)</b></p>
<p><b>第10投票区 (安盛保育園)</b></p>	<p><b>第6投票区 (男女共同参画推進センター)</b></p>	<p><b>第2投票区 (上里北中会議室)</b></p>
<p><b>第11投票区 (神保原児童館)</b></p>	<p><b>第7投票区 (上里東公民館)</b></p>	<p>※ <b>第3投票区 (長幡保育園)</b></p> <p>※長幡小学校の駐車場をご利用ください。</p>

※第3投票所(長幡保育園)の投票所に使用する建物が、プレハブ園舎に変更になりましたので、ご注意ください。

# 上里町人事行政の運営等の状況

人事行政の公平性・透明性を高めるため、平成25年度の町職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などの状況を公表します。

問合せ…総務課秘書人事係【☎35-1234】

## 2.職員給与の状況

### (1)人件費の状況(普通会計決算)

町人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	千円	%
30,570	10,140,405	573,079	1,180,602	11.6

※人件費には特別職に支給される給料等を含みます。

### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人 あたりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
148	515,718	52,755	183,266	751,739	5,080

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

### (3)平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.7歳	309,500円	344,500円

※「平均給料月額」とは、平成25年4月1日における基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### (4)初任給の状況

区分	上里町	
一般行政職	大卒	178,800円
	高卒	149,800円

### (5)一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長・参事	14人	12.3%
5級	課長補佐	12人	10.5%
4級	係長・主査	24人	21.1%
3級	主任	38人	33.3%
2級	主事・技師	1人	0.9%
1級	主事補・技師補	25人	21.9%

※上里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## 1.職員の任免及び職員数に関する状況(平成25年度)

※( )内は女性数であり内書きです。

### (1)職員の採用の状況

単位(人)

一般行政職	保育士
9 (3)	1 (1)

### (2)職員の退職の状況

単位(人)

	事務職	技術職	保育士	合計
定年退職	6 (2)	—	—	6 (2)
勸奨退職	—	—	—	—
自己都合退職	1 (0)	—	—	1 (0)
その他 (死亡・免職・失職)	1 (0)	—	—	1 (0)
合計	8 (2)	—	—	8 (2)

### (3)部門別職員数の状況と主な増減理由

単位(人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	34	33	△1	組織見直しに伴う減
	税務	18	17	△1	組織見直しに伴う減
	民生	39	36	△3	組織見直しに伴う減
	衛生	8	9	1	事務の見直しによる配置換
	労働	0	0	0	
	農林水産	10	10	0	
	商工	1	1	0	
	土木	11	12	1	組織見直しに伴う増
小計	124	121	△3		
特別行政部門	教育	26	24	△2	組織見直しに伴う減
公営企業等部門	水道	7	8	1	事務の見直しによる配置換
	下水道	5	5	0	
	その他	15	16	1	事務の見直しによる配置換
	小計	27	29	0	
合計		177 [203]	174 [203]	△3 [0]	

※職員数は教育長を含む一般職に属する職員数です。

※[ ]は条例定数の合計です。

### (3) 年次有給休暇の取得状況

	平成24年度	平成25年度
平均取得日数	8日3時間50分	8日4時間54分

### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分	免職	降任	休職		降給
			病気	起訴	
	—	—	1人	—	—

懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
	1人	—	—	—

### 5. 職員のサービスの状況

#### (1) 職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準を実現するため、地方公務員法は、職員に対し、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制限を課しています。

#### (2) 職務専念義務免除の状況

区 分	件 数
研修を受ける	221件
厚生事業に参加	—
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドック等)	340件

#### (3) 営利企業等従事の許可状況

許可件数	許可事例
14件	居住する地域の役員となる場合・国の統計調査に従事する指導員及び調査員・消防団員

※職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとされています。

### 6. 職員の研修の状況

研修体系	コース数	参加人員
児玉郡市広域総合センター研修	12	76人
自治人材開発センター関係	2	4人
職員コンプライアンス及びメンタルヘルス研修	1	141人

### 7. 公平委員会の業務の状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

### (6) 職員手当の状況

手当名	支給内容等
期末・勤勉手当	・期末手当 6月期:1.225月分 12月期:1.375月分 ・勤勉手当 6月期:0.675月分 12月期:0.675月分
退職手当	(自己都合) (勤奨・定年) 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.9550月分 勤続35年 46.55月分 55.8600月分 最高限度額 55.86月分 55.8600月分
特殊勤務手当	・2種類(感染症防疫業務、行旅病人処置) 1件につき、それぞれ条例に定める額
時間外勤務手当	・支給総額 21,567千円
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・子等 6,500円 ・扶養特定期間加算 5,000円
住居手当	・借家限度額 27,000円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(限度額55,000円) ・自動車等利用者:2km以上から距離に応じて支給
管理職手当	・課長 10/100 ・課長補佐 8/100

### (7) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	
	( ) は減額措置の額	
給料	町長	770,000円 (616,000円)
	副町長	640,000円 (512,000円)
	教育長	602,000円 (511,700円)
報酬	議長	311,000円
	副議長	253,000円
	議員	222,000円
期末手当	町長	(25年度支給割合)
	副町長	3.95月分 役職加算15%
	教育長	町長・副町長は20%減額・教育長は15%減額あり
退職手当	議長	(25年度支給割合)
	副議長	3.95月分 役職加算15%
	議員	
退職手当	町長	(算定方式) (支給時期)
	副町長	退職時給料月額×48月×0.35×1.15 } 任期ごとに支給
	教育長	退職時給料月額×48月×0.20×1.15 }

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件等の状況

#### (1) 勤務時間の概要

1週間の勤務時間	38時間45分 (国:38時間45分)
1日の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分まで
休憩時間	正午～1時まで

#### (2) 育児休業の取得状況

休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	取得者	うち新規	取得者	うち新規
取得者合計	9人	5人	4人	3人
うち女性	8人	4人	3人	3人
うち男性	1人	1人	1人	0人